

6 政策評価の方式

(1) 評価方式の考え方

各府省や総務省において政策評価を実施するに当たり、その評価方式については、画一的なものとする必要はないものの、ある程度標準的なものとするにより、政策評価制度の全政府的な運用を確保することが必要である。

評価方式については、政策評価に対して何が要請されているかということ踏まえ、そのような要請にこたえるためには、いつの時点において、どのような内容の評価を行うことが適切かを検討し、以下の三つを標準的なものとして挙げた。各府省及び総務省は、所掌する政策の性質や各々の分野における政策評価に対する要請などに応じて適切な評価方式を採用し、実施することが期待される。

我が国の政策評価制度においては、三つの標準的な評価方式の長所や特性などを十分に認識した上で、これらを合目的的に組み合わせることで導入することにより、政府全体として、政策評価に期待される役割が十分に果たされるとともに、評価の効率的な実施が確保されるものと考えられる。

(2) 標準的な評価方式

政策評価制度の全政府的な運用を確保するという観点から、標準的な評価方式として導入し、実施されることが適切であると考えられるものとしては、「総合評価」、「実績評価」及び「事業評価」の三つの方式を挙げることができる。

(総合評価)

これからの行政においては、政策が時々の課題に適切に対応し、国民が期待するような効果を上げているか、あるいは効果が上がるものとなっているかについて明らかにすることが求められている。また、政策が効果を十分に上げるためには、行政として対応を求められる問題点やその原因は何かという情報が適切に提供され、政策の的確な改善・見直しにつながることも重要である。政策評価には、まず政策の効果に関し、このような具体的で詳細な情報を提供することが要請されている。

このような要請にこたえる評価方式としては、「時々の課題に対応するために特定のテーマを設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価を行い、政策の効果を明らかにしたり、問題点の解決に資する多様な情報を提供することを主眼とした方式」（「総合評価」）を標準的なものとして挙げることができる。

こうした詳細な分析を行う評価については、評価対象に関し、ある程度の信頼性が確保された各種の情報・データを必要とすることから、そのような条件が整った時点で実施することになる。また、こうした評価は、その実施に要する期間が長く、また、コストも大きくなることが予想される。このため、評価の実際の実施は選択的かつ重点的なものとならざるを得ず、この評価方式は、継続的に幅広い行政分野を常時カバーするものではない。

(実績評価)

行政が国民から幅広く求められる説明責任を徹底していくためには、行政分野を幅広くカバーし、定期的・継続的に政策の効果に関して測定・評価し、それらの情報を国民に対して提供することも要請されている。

このような要請にこたえるものとしては、「行政の幅広い分野において、あらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する実績を測定し評価することにより、政策の達成状況についての情報を提供することを主眼とした方式」(「実績評価」)を標準的なものとして挙げるができる。米国や英国などにおいても、ほぼ同様の方式による評価の導入が進められている。

この評価方式は、行政の幅広い分野において、政策の効果に関し定期的・継続的に重要な情報を提供するものであるが、それらについて様々な角度から掘り下げた詳細な分析情報まで提供するものではない。

(事業評価)

政策の企画立案や実施に当たっては、幾つかの選択肢の中から選ぶことが求められることがあり、特に、事務事業や場合により施策(以下、「事業等」という。)については、個々の具体的な選択が必要となる場合が多い。その際、国民生活や社会経済に与える影響が大きいものや多額の財政支出を伴うものなどについては、事前の時点で、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討することにより、選択を合理的なものとするのが求められる。

このような要請にこたえるものとしては、「事前の時点で評価を行い、途中や事後の時点での検証を行うことにより、事業等の採否や選択等に資する情報を提供することを主眼とした方式」(「事業評価」)を標準的なものとして挙げるができる。我が国においても、公共事業、研究開発事業等の分野で、事業等について評価の取組が進められている。

こうした評価は、できる限り広範に行われることが望まれるものであるが、一方、その具体的な導入や実施については、将来予測の不確実性を伴うことが避けられず、また、事業等の採否や選択の前の限られた時間内に評価結果を出すことが求められるという現実的な制約の下で行わざるを得ない点にも留意する必要がある。さらに、こうした制約から途中・事後の時点での検証を行うことが求められる。

(三つの方式の相互関係)

上記の三つの評価方式の相互の関係等については、例えば次のようなことが挙げられる。

- ① 事業評価においては、事業等を対象として、費用と効果の関係等について分析が行われる。これに対して、総合評価においては、政策の効果に関し、発現の因果関係等も含めて様々な角度からより掘り下げた分析が行われることになる。

このことから、総合評価の実施に当たり、事業評価における事前の時点の評価結果、途中や事後の時点の検証結果を活用することも考えられる。また、事業評価における事前の時点の評価、又は途中や事後の時点の検証を、総合評価の中で実施することも考えられる。

- ② 実績評価は、測定可能な指標を用いることにより、あらかじめ設定した目標の達成状況に関する情報を定期的・継続的に提供するものである。これに対して、総合評価は、目標が達成されていない場合の原因も含めて政策の効果を様々な角度から掘り下げて詳細に分析を行い、多様な情報として提供するものである。

このことから、総合評価については、実績評価の評価結果に関して、目標の達成状況等を踏まえ、掘り下げた評価が必要であると判断される場合に実施することも考えられる。

なお、これら三つの標準的な評価方式以外にも、政策評価に対する個々の要請等に応じて、これらとは異なる方式が考えられないわけではない。その場合には、上記(1)の三つの評価方式を標準的とした考え方を踏まえ、これら以外の評価方式を採用することも考えられる。

三つの標準的な評価方式の導入及び実施の在り方については、「Ⅱ 政策評価の標準的な方式の導入及び実施の在り方」において具体的に記述する。